

令和 3 年 5 月 2 6 日

議 案

5 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第1号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別及び数量 防災ラジオ 4,000台
- 2 取得の目的 防災情報配信用
- 3 取得の方法 随意契約
- 4 取得金額 79,200,000円
- 5 取得の相手方 東京都港区西新橋二丁目35番2号
東京テレメッセージ株式会社
代表取締役 清野 英俊

提案理由

本案は、防災ラジオの取得について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、相手方と仮契約を締結したので、これを提出する。

議案第2号

常総市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

常総市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、職員のサービスの宣誓に関する手続を見直すこととし、対面での手続及び宣誓書への押印を不要とする改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

常総市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和27年水海道市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「，規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条第1項中「，任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「署名しなければならない」を「署名し，これを任命権者に提出しなければならない」に改め、同条第2項中「宣誓」を「宣誓書の提出」に改める。

第3条中「宣誓を行う前」を「宣誓書の提出前」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営するべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

常総市税条例の一部を改正する条例について

常総市税条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、医療費控除の特例に係る適用期限の延長、浸水の防止を図るために取得する一定の償却資産に係る固定資産税の特例措置の創設その他所要の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市税条例の一部を改正する条例

常総市税条例（昭和33年水海道市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き，」を加え，同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き，」に改め，同項第5号及び第6号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き，」を加え，同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き，」に改め，同項第8号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き，」を加え，同項第10号中「もの」の次に「，出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第37条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第6条の3第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第12条の2中第25項を第26項とし，第24項を第25項とし，第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は，3分の1とする。

附則第23条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は，令和4年1月1日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 常総市税条例第26条第2項及び第37条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第6条の3第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 附則第3条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(3) 常総市税条例附則第12条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の常総市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の常総市税条例第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。次号において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対

象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第4号

常総市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

常総市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、固定資産の価格に関する不服審査手続における書面への署名及び押印を不要とする改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

常総市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年水海道市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第12条第2項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

常総市介護保険条例の一部を改正する条例について

常総市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯において、収入の減少が見込まれる場合等に行う介護保険料の減免について、令和3年度分の介護保険料の減免の実施に必要となる改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市介護保険条例の一部を改正する条例

常総市介護保険条例（平成12年水海道市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第6号ア中「以下この項において」を「附則第12条第1項第2号を除き、以下」に改める。

附則第12条第1項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。）」に改め、「維持する者」の次に「（以下「主たる生計維持者」という。）」を加え、同項第2号中「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等のいずれか」を「主たる生計維持者の事業収入等のいずれか」に改め、同号イ中「減少すること」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少すること」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第12条第1項及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第12条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

議案第6号

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、引き続き国民健康保険税の減免を実施することとし、減免申請書の提出期限の特例に係る改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常総市国民健康保険税条例（昭和34年水海道市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）」を加え、「令和元年度分及び」を削り、「令和2年度分」の次に「及び令和3年度分」を加え、「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に、「令和2年1月」を「令和3年2月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

1 土地の所在及び面積

(1) 所 在 常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業施行地区内
6街区3画地

(2) 面 積 13,000.00平方メートル

2 取得の目的 道の駅整備事業用地

3 取得の方法 随意契約

4 取得金額 520,000,000円

5 取得の相手方 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理組合
理事長 杉 山 茂

提案理由

本案は、常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業施行地区内の道の駅整備事業用地の取得について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、相手方と仮契約を締結したので、これを提出する。

議案第8号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西608	鴻野山191-1	鴻野山353-1

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第9号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西612	鴻野山新田104-1	鴻野山432-1

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第10号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西613	鴻野山418-1	鴻野山397

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第 11 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 5 月 26 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
西 6 1 4	鴻野山 4 2 6 - 1	鴻野山 4 4 2 - 1

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第12号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西615	鴻野山新田138-1	鴻野山654

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第13号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西619	鴻野山464-1	鴻野山671

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第14号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西620	鴻野山579	鴻野山663

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第15号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西621	鴻野山465-1	鴻野山466

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第16号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西622	鴻野山467-1	鴻野山474

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第17号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神達岳志

記

路線名	起点	終点
西623	鴻野山535-1	鴻野山504-1

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第18号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西624	鴻野山499	鴻野山483-1

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第19号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西625	鴻野山478	鴻野山491

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第20号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西626	鴻野山661	鴻野山561

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第21号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西627	鴻野山650	鴻野山646

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第22号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西628	鴻野山606	鴻野山611

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第23号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西629	鴻野山610-1	鴻野山633

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業の実施に伴い、事業区域内における道路が整備されたことから、新たに整備された道路を市道として認定することとし、当該事業区域内の既存の路線を廃止するため、これを提出する。

議案第24号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西1226	鴻野山1881	鴻野山681

提案理由

本案は、県営鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第25号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
西1227	鴻野山839-2	鴻野山1878

提案理由

本案は、鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第26号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西1228	鴻野山1931	鴻野山1872

提案理由

本案は、鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第27号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西1229	鴻野山1933	鴻野山1936

提案理由

本案は、鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第28号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
西1230	鴻野山1971	鴻野山1966

提案理由

本案は、鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第29号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西1231	鴻野山1986	鴻野山1968

提案理由

本案は、鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第30号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西1232	鴻野山1882	鴻野山511-1

提案理由

本案は、鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第31号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西1233	鴻野山1944	鴻野山1953

提案理由

本案は、鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第32号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西1234	鴻野山1973	鴻野山1982

提案理由

本案は、鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第33号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
西1235	鴻野山新田138-1	鴻野山1966

提案理由

本案は、鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第34号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西1236	鴻野山191-1	鴻野山353-1

提案理由

本案は、鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第35号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西1237	鴻野山1907	鴻野山369

提案理由

本案は、鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第36号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西1238	鴻野山1915	鴻野山1906

提案理由

本案は、鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第37号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西1239	鴻野山1998	鴻野山1996

提案理由

本案は、鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第38号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西1240	鴻野山2008	鴻野山2004

提案理由

本案は、鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第39号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西1241	鴻野山新田104-1	鴻野山2005

提案理由

本案は、鴻野山地区畑地帯総合整備事業において新たに整備された道路について、市道として認定するため、これを提出する。

議案第40号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年5月26日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
東552	旧	本豊田100-1	旧	本豊田116
	新	本豊田100-1	新	本豊田102

提案理由

本案は、本豊田地内の路線について、その一部が道路としての機能を喪失し、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。